

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

平成21年2月27日（金）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

(目 次)

(平成21年度予算案の概要)

○ 平成21年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(総務課関係)

1. 少子化対策の推進について

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について・・・・・・・・ 17
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について・・・・ 17
(3) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について・・・・・・・・・・ 18
(4) 一時預かり事業の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(5) 地域における子育て支援拠点の拡充について・・・・・・・・・・・・・・ 19

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について・・・・・・・・・・・・・・ 20
(2) 児童相談所の体制強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(3) 市町村の体制強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について・・・・・・・・・・・・・・ 26
(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について・・・・・・・・・・・・・・ 27

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(2) 児童福祉施設等の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(3) 社会福祉施設等の防災対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について・・・・・・・・・・・・ 38

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について・・・・・・・・・・・・ 39
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について・・・・・・・・・・ 40

5. 雇用対策事業例(子育て支援分野関係)について

(1) 雇用対策事業例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(2) 子育て支援分野における雇用対策事業例について・・・・・・・・・・・・ 41

(総務課関連資料)

(資料1) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた
「中期プログラム」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

(資料2) 次世代育成支援の人材養成事業(新規)・・・・・・・・・・ 52

(資料3) 地域子育て支援拠点事業(概要)・・・・・・・・・・ 53

(資料4) 地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について・・・・・・・・ 54

(資料5) 地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A・・・・・・・・・・ 55

(資料6) 都道府県等別児童相談所の児童福祉司配置状況・・・・・・・・ 58

(資料7) 一時保護施設等緊急整備計画の策定について・・・・・・・・ 59

(資料8) 「市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会
(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について」
(平成20年11月19日公表資料)・・・・・・・・・・ 64

(資料9) 「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」(案)・・・・・・・・ 93

(資料10) 「養育支援訪問事業ガイドライン」(案)・・・・・・・・ 98

(資料11) 平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」
都道府県別実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

(資料12) 平成21年度国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等・・・・・・・・ 105

(資料13) 平成21年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧・・・・・・・・ 106

(資料14) 平成21年度虐待対応研修一覧(子どもの虹情報研修センター)・・・・・・・・ 107

(資料15) 平成21年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」
の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

(資料16) 「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について」
(平成20年12月26日付け保国発第1226001号、雇児総発第1226001号)・・・・・・・・ 109

(資料17) 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査・・・・・・・・ 115

(資料18) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う発出通知一覧
(現時点の予定)・・・・・・・・・・・・・・・・ 141

(資料19) 雇用対策事業例(子育て分野関係)について・・・・・・・・ 142

(職業家庭両立課関係)

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法の見直しについて・・・・・・・・・・ 171

(2) 次世代育成支援対策推進法の改正について(働き方の見直し関係)・・・・・・・・ 172

(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化
モデル事業の実施等について・・・・・・・・・・ 174

(職業家庭両立課関連資料)

(資料1) 「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」(労働政策審議会建議)
の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・ 179

(資料2) 次世代育成支援対策推進法が改正されます・・・・・・・・ 182

(家庭福祉課関係)

1. 社会的養護体制の拡充について

- (1) 後期行動計画の策定について 185
- (2) 里親制度の改正等について 185
- (3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について 186
- (4) 施設退所後の支援について 186
- (5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について 187
- (6) 被措置児童等虐待の防止について 190

2. 児童養護施設等の整備について 190

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

- (1) 児童扶養手当について 192
- (2) 母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について 193
- (3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について 197
- (4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について 197
- (5) 養育費相談支援について 198
- (6) 母子寡婦福祉貸付金について 198

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

- (1) 婦人相談所等における体制強化について 199
- (2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について 200
- (3) 人身取引被害者の保護について 202

(家庭福祉課関連資料)

- (資料1) 里親登録数等（都道府県別） 205
- (資料2) 里親支援機関の事業の概要 206
- (資料3) 平成21年度の里親支援機関の設置予定状況 207
- (資料4) 自立援助ホームの設置状況 208
- (資料5) 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の概要 209
- (資料6) 小規模化の実施率の状況（都道府県市別） 210
- (資料7) 児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム(案) 211
- (資料8) 児童家庭支援センターの設置状況 217
- (資料9) 児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要） 218
- (資料10) 児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ 219
- (資料11) 母子家庭就業・自立支援事業 220
- (資料12) 母子自立支援プログラム策定事業について 221

(資料13) 母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援	230
(資料14) 委託訓練活用型デュアルシステム	231
(資料15) 「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大	232
(資料16) 母子家庭の母等を対象とした訓練の整備	233
(資料17) マザーズハローワーク事業の概要	234
(資料18) 平成21年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の 表彰実施要領	235
(資料19) 養育費相談支援センターについて	236
(資料20) 母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等 (平成20年10月1日現在)	237
(資料21) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に法律の概要	247
(資料22) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の 状況について	249
(資料23) 厚生労働省における人身取引被害者への対応	255

(育成環境課関係)

1. 「放課後子どもプラン」について	
(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について	259
(2) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に基づく放課後児童クラブ の設置促進について	259
(3) 放課後児童クラブガイドラインについて	261
2. 児童厚生施設等の設置運営について	
(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	262
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	263
3. 児童育成事業推進等対策事業について	264
4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について	264
5. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について	265
(2) 個人情報の取り扱いについて	266
(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化	266
6. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について	267

7. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	267
(2) 児童福祉週間の標語について	267
(3) 児童福祉週間の事業展開について	268

8. 児童手当について	268
-------------	-----

(育成環境課関連資料)

(資料1) 普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について	271
(資料2) 平成21年度「放課後子どもプラン」関係予算案の概要	274
(資料3) 平成21年度 児童厚生施設等整備費 国庫補助基準額	275
(資料4) 平成21年度 児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について(抜粋)	276
(資料5) 平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について(児童育成事業推進等対策事業)	280
(資料6) 「地域子育て環境づくり支援事業」について	293
(資料7) 児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について	294
(資料8) 児童手当制度の概要	295
(資料9) 児童手当の財源内訳	296

(保育課関係)

1. 待機児童解消に向けた取組について	
(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について	299
(2) 児童福祉法に基づく保育計画について	299
(3) 保育所運営費について	300
(4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について	301
2. 多様な保育サービスの推進について	
(1) 家庭的保育事業について	301
(2) 病児・病後児保育事業について	302
(3) 一時預かり事業について	303
(4) 地域ニーズへの対応について	304
(5) 駅型保育試行事業について	304
3. 認定こども園の実施状況等について	305

4. 保育所の規制緩和等について	
(1) 規制改革会議・地方分権改革について	306
(2) 構造改革特区について	306
(3) 保育所の民営化について	307
5. 保育所の入所について	
(1) 保育所入所の円滑化について	308
(2) 保育所入所の促進について	309
(3) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて	310
(4) 保育所に関する情報提供について	311
6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のための アクションプログラムの策定について	311
7. 安心こども基金（仮称）について	313
8. 保育所等における事故防止等について	
(1) 保育所等における事故防止について	313
(2) 保育所の耐震化の促進について	314
(3) 認可外保育施設に対する指導監督について	314
 (保育課関連資料)	
(資料1) 安心こども基金（仮称）の概要	319
(資料2) 認定こども園制度の概要と現状	320
(資料3) 規制改革会議「規制改革推進のための第3次答申」	322
(資料4) 地方分権改革推進委員会第一次勧告及び地方分権改革推進要綱	326
(資料5) 保育所保育指針の改定について	327
(資料6) 一時預かり事業の実施類型について（H21年度～）	333
(資料7) 一時預かり事業Q & A	334
(資料8) 平成20年保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況	336
(資料9) 平成19年度延長保育実施状況	345

(母子保健課)

1. 妊婦健康診査等について	
(1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について	351
(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について	351
2. 妊産婦ケアセンター(仮称)について	352
3. 子どもの心の問題等への対応について	352
4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について	353
5. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」第2回中間評価の実施について	354
(2) 健やか親子21全国大会	354
(3) マタニティマークについて	354
6. 周産期医療関係事務の移管について	355

(母子保健課関連資料)

(資料1) 妊婦健康診査について	359
(資料2) すこやかな妊娠と出産のために	361
(資料3) 妊産婦ケアセンター(仮称)について	362
(資料4) マタニティマークについて	363
(資料5) 食育の推進	367
(資料6) 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況	369
(資料7) 未熟児養育医療給付事業の実施状況	371
(資料8) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	372
(資料9) 都道府県の主な母子保健指標等	373

(その他)

○ 平成21年度児童福祉関係主要会議等予定表	377
------------------------	-----

平成 2 1 年度予算案の概要

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686,825百万円→687,738百万円》

(1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55,122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38,800百万円
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業（保育ママ）や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源（事業所内保育施設等）の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。
【1,000億円（文部科学省分を含む。）】

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

252,300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84,871百万円→92,624百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87,720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38,800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82,221百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○ 社会的養護体制等の推進のための施設整備

5,033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4,904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170,627百万円→174,306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7,804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2,744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166,502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18,434百万円→19,301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4,620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。

【制度要求】

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,393百万円→1,690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案)

(雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1.3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1.3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)
→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)〕

○出産・子育て支援の拡充

2,441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1,000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。(文部科学省分を含む。)

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充)

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額(育児休業:60万円→80万円等)する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる(助成率:2分の1→4分の3、限度額:30万円→40万円(1人当たり)、360万円→480万円(1事業主当たり))。(制度要求)

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算案額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 地域の子育て支援の推進 6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
 - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成（新規）、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応（拡充）、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
 - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 235億円
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
 - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
 - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

4. 母子保健医療の充実 193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
 - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
 - ・妊産婦ケアセンター（仮称）への支援（新規）
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
 - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減 79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立の支援 100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

総務課関係

1. 少子化対策の推進について

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について

別紙参照。

なお、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」については関連資料1（45頁）を参照。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について

市町村や都道府県の行動計画改定に当たっての考え方については、行動計画策定指針の改正案によりお示ししているので、策定準備についてよろしくお願ひしたい。3月中には告示の予定である。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料2）

今回、改正案において新たに規定している参酌標準は、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。さらに別紙に留意事項をまとめているので、参考にしていただきたい。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料3）なお、具体的な目標事業量の算出方法等については、追って通知等でお示しするので、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定されたい。

また、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められることから、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル（「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等）や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標（アウトカム）の設定について工夫をお願ひしたい。（具体的内容は、昨年8月全国児童福祉主管課長会議資料及び追ってお示しする通知等参照）

さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。

なお、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、積極的に国への情報提供をお願ひしたい。

(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。従来より実施している事業も含め、21年度の事業内容等については(別冊(総務課少子化対策企画室)資料4~5)のとおり予定している。

① 次世代育成支援人材養成事業

親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にポイントの配分を行うこととしている。((関連資料2)52頁)

② 病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントの配分を行うこととしている。(職業家庭両立課資料174頁~176頁参照)

上記の新規事業創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした(平成21年度からは児童人口配分において実施可能)。

また、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(4) 一時預かり事業の拡充について

一時預かり事業については、ニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を、①従来の保育所での実施に加え、②実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりの実施もその対象とすることとしている。

平成21年度から、児童福祉法に規定された一時預かり事業を国庫補助の対象とし、上記②については「一時預かり事業(地域密着型)」の類型として補助することとしているが、法令に定める人員配置基準等を満たせない場合であっても、要綱に定める基準を満たす場合は「一時預かり事業に類するもの」として補助対象とすることとしている。(保育課関連資料6(333頁)、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29)

各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(5) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、平成21年度では、その拡充に向けて7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。(関連資料3～5(53頁～57頁))

また、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価(機能拡充型)を設定している。(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料21「児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)」参照)

この機能拡充にかかる要件としては、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等が、次の①から④のいずれかの事業を実施していることとする。

- ① ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業
- ② ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業
- ④ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業

この他、出張ひろばについて、現行では「ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等」が開設するとしているところであるが、今後は、社会福祉法人等のほか、「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合」には「ひろば型を開設している市町村」が出張ひろばを開設することができるよう対象拡大したところである。

また、「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行する」こととしている要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」こととする。

これにより、常設のひろば開設が難しい地域においても、出張ひろばを活用して、子育て親子の交流促進や育児相談等の取組の充実に図られたい。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までの経過措置となっていることから、ひろば型やセンター型への円滑な移行に向け、市町村等の取組を積極的に働きかけていただきたい。

○「地域子育て支援拠点事業実施のご案内」について

事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、本年1月に各都道府県・市町村に配布している。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>)

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

① 子どもの安全を最優先とした対応の徹底

児童虐待への対応は複雑化しているが、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、目視による子どもの安全確認、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行うことをお願いする。併せて、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）により、児童相談所等の安全確認措置の義務化、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係等から介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

また、地方公共団体において、出頭要求から臨検・捜索までの一連の安全確認プロセスの中で具体的な手続き等に疑義等が生じた場合には、随時ご相談願いたい。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、おって、通知することとしている。

② 施設入所中の児童の強制引取り等への対応について

施設入所をしている児童の強制引取り等が危惧される際の対応について、特別なケースであると考えられるが、ある自治体において、児童養護施設に児童福祉法第28条により入所措置されていた児童が親権者等により誘拐されて国外に連れ去られ、親権者等の共犯者が未成年者略取容疑により逮捕される事件が発生した。

今後、模倣等による類似の事件が発生することも危惧されるので、保護者によるつきまといや強制引取りが想定されるなど、子どもの安全に支障が生じる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により子どもの住所又は居所を明らかにしないことを徹底されたい。

また、公判記録から親権者等が子どもの現住所等を知りうる可能性もあるため、それらの情報の非開示を求める上申を裁判所に行うとともに、状況によっては、躊躇せず、同法第12条の4の規定による接近禁止命令を発出することも検討されたい。

なお、このような事態が想定される場合には、あらかじめ警察等と緊密な連携を図り、緊急時の対応を協議しておくなど関係機関等の連携を十分に図るようお願いする。

② 死亡事例等の検証等について

平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、継続的・定期的な全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにするとともに、対応策の提言を行うことを目的に、これまで4次にわたる報告がとりまとめられている。また、平成19年の児童虐待防止法の改正により、「国及び地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」責務が規定され、20年4月から施行されている。痛ましい虐待による死亡事例が続いている中、「子どもの生命、成長発達を守ることは、国や地方公共団体のみならず、国民全体の責務であり、亡くなった子どもに報いるためにも過去の死亡事例からの教訓を十分にいかす必要があることや、これまでの提言が十分に活用されていない現状がある」ことを踏まえ、20年6月17日には、「第1次報告から第4次報告までの子どもの虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」がとりまとめられた。

虐待による痛ましい深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないものであり、当該報告が今後の施策に活かされるよう再度の周知についてお取り計らい願いたい。

児童虐待防止法には、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての地方公共団体の分析（検証）の責務が規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施し業務の改善に努めていただくとともに、当省に検証結果の報告をお願いします。

なお、平成21年度予算案において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたって活用願いたい。

（２）児童相談所の体制強化について

① 児童福祉司等の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の体制強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されているが、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、児童福祉司については、ここ数年、その業務の重要性等から増員が図られてきており、平成20年度においては、標準団体（人口170万人）当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところである。

なお、20年度においては、児童福祉司の増員は図られたものの、各地域における児童相談所職員数等の実態を踏まえ、児童相談所のその他の職員について1名減員されたため、児童相談所職員の総数としては、対前年度と同数となっている。

厚生労働省では、各地方公共団体・関係団体の強い要望を受けて、21年度においても、引き続き、総務省に対して児童福祉司の増員要望を行っているが、20年度における措置状況からも、職員配置の実態が大きく影響を与えることも想定されるため、各地方公共団体におかれても、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、児童福祉司については、20年度では、人口5.9万人に1人を配置できるものとなっているが、地域によっては、この水準を下回っているところも見受けられるため、積極的な配置をお願いします。（関連資料6（58頁））

また、児童福祉司には保護者指導などの場面において、高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保をはじめ、

各地方公共団体において現任職員に対する研修を積極的に実施又は団体等で実施される各種研修（関連資料13（106頁））を活用するなどにより、専門性の確保と向上に努められたい。

② 保護者指導の強化等について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者からの虐待のおそれなくなり、再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいため、昨年12月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「改正児童福祉法」という。）により、本年4月から児童福祉司等が行う子ども又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等に拡大し、家族再統合への取組の充実を図ることとした。

このような保護者への指導については、NPO法人等において開発・実践される専門プログラムが有効なケースもあると言われており、これらの機関の専門機能を活用することにより子どもの福祉の向上を図るひとつの手立てとしたいと考えている。

なお、平成21年度予算案において、児童相談所の保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））したところである。本事業では、保護者指導支援員を児童相談所に配置する又は事業を法人等に委託することも可能としているので、地域の実情に応じてご活用願いたい。

また、こうした事業と併せて、従来より児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員や地域の関係機関の実施する保護者指導の取組とも連携し、多方面からの支援を行うなど、保護者指導の強化に努められたい。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実が必要である。

ア 平成21年度予算案について

21年度予算案においては、以下のとおり各種充実策を講じているので、改善等の趣旨を十分にご理解いただき、常勤の心理職員の配置等に積極的に努められたい。

(ア) 一時保護所に配置する心理職員の常勤化

一時保護所のアセスメント機能や心理的ケアの充実のため、一時保護児童処遇促進事業の心理職員加算分保護単価を非常勤単価から常勤単価へと改善する。

○ 一時保護児童処遇促進事業（措置費）

心理職員加算分の保護単価 1施設当たり年額

1,629,270円 → 5,415,320円

(イ) 乳児等の一時保護受託加算の創設

児童相談所以外の施設等において乳児等（3歳未満児）の一時保護を受託する際に、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制を充実する。

○ 乳児等受入加算費（措置費）

乳児等1人当たり日額 2,190円

(ウ) 一時保護機能強化事業（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善

学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を図るため、補助単価を改善する。

○ 児童相談所1か所当たり年額

2,258,000円 → 1,640,000円×実施事業数（※）

（※）実施事業数とは、①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他のうち実際に確保した協力員の種別数をいう。

イ 一時保護施設等緊急整備計画の策定について

今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については、「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしているのでご協力をお願いしたい。（関連資料7（59頁））

なお、本計画では、遅くとも21年度までに定員不足状態の解消をお願いしているところであり、来年度が最終年度となることから、緊急整備計画策定対象の地方公共団体におかれては、本年3月末までに策定した計画を提出するとともに、計画策定により行うハード交付金の優先採択等を活用し、早急に解消に向けた取組をお願いする。

また、来年度より、緊急整備計画策定対象（定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する）となる地方公

共同体については、

- ・ 一時保護施設整備（ハード交付金）
- ・ 児童虐待防止対策支援事業のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」

について、緊急整備計画の策定を補助要件とするのでご留意願いたい。

なお、22年度以降については、各地方公共団体において、後期行動計画に基づき社会的養護体制等に必要な整備を図っていただくこととなるが、一時保護所についても同様に計画策定の対象となるため、おってお示しする「一時保護所の整備量の見込みに当たっての留意点」を参考とし、適切な整備量の確保に努められたい。

（3）市町村の体制強化について

① 地域協議会の機能強化等について

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えて、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。（関連資料8（64頁））

また、改正児童福祉法により、本年4月から、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦が加えられるとともに、その調整機関に一定の専門性を有する職員（※）を配置する努力義務を課すこととされたところである。

そのため、21年度予算案においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）を措置しているので、こ

れらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

(※) 具体的には、児童福祉法施行規則において、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員を定める予定。

② 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月から、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務を課すこととされたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につながる重要な事業と考えているので、各都道府県におかれても管内の全ての市町村で両事業が効果的に実施されるよう、情報提供や研修等の実施に努められたい。

今般、有識者の意見も聞きながら、市町村向けのガイドラインを策定することとしている。(関連資料9～11(93頁～104頁))

なお、両事業は社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修の関係を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

さらに、改正児童福祉法により、本年4月から、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされるため、今後は、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象に加えた「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施す

るなど、市町村の専門性向上について配慮を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。(関連資料12～14(105頁～107頁))

(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成21年度においても、関係機関、団体等と連携しながら、「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞等)による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月14日(土)～15日(日)に新潟県妙高市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)の優先採択としており、現在、21年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われたい。

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算1,000億円(文部科学省分を含む)、平成21年度予算案50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

② 平成20年度第2次補正予算について

平成20年度第2次補正予算においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上しているところである。

③ 平成21年度予算案について

平成21年度予算案においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額につい

て、資材費及び労務費の動向を踏まえ、2.0%引き上げるとともに、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター（仮称）・小規模分園型母子生活支援施設を加え、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料1）。

なお、平成20年度第2次補正予算に計上している安心こども基金（仮称）において、平成22年度までに集中的に、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、次世代育成支援対策施設整備交付金の平成21年度予算案においては、この民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外としたところである。

④ 独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充することとされているので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90%（平成22年度まで）

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90%

（平成22年度まで）

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

⑥ 木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>））

⑦ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑧ 財産処分の承認基準の見直し

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図ったところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

② 児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底

について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）

- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応が重要であることから、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を発出したところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

③ 感染症の予防対策等について

ア 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号）
- ・「ノロウイルスに関するQ & Aについて」（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第11208001号、老計発第1208001号）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進に

ついて」(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図られるよう指導をお願いしたい。

《参考》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」(平成13年4月24日健総発第25号、健疾発第33号、健感発第24号)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策(手洗い、うがい等)の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県市においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

「医療体制に関するガイドライン」～抜粋～

6 社会福祉施設等について

- 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。

- 社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザの症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限するとともに、新型インフルエンザの症状を有する従業員等に、指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求め、また、新型インフルエンザの症状を有する家族等への面会の制限を行う。

- 入所者の中で新型インフルエンザの症状を有する者がいた場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を指定された医療機関に受診させる。

- 感染症指定医療機関等が満床の場合、入院治療を必要としない新型インフルエンザ患者は、施設内において医療機関と連携し治療・療養を行う。その際、他の入所者への感染防止のための個室移動や従業員等の感染防止対策、当該者への不用な面会の自粛等の感染防止対策を行う。

- 集団感染が発生した場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、指定された医療機関等への受診を行う。場合によっては、医療機関と相談し、往診により診察することも検討する。また、各都道府県等の担当部局等への報告等を確実にを行う。

- 施設内における新型インフルエンザ対策については、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を参照する。

- 社会福祉施設等は都道府県・市町村の福祉部局と連携しながら、上記対応を行う。

《参考》

・ 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
 （平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

④ 児童福祉施設における室内空气中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査の実施について」（平成14年11月21日雇児総発第1121001号）により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査（冬期・夏期）を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県市においては、管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努めるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑤ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑥ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイド

ライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を
発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、
一層の事業推進をお願いしたい。

⑦ 被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、本年４月から、児童虐待防止法が対応して
いない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的
養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、
下記のような事項が規定された。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

本年１月に開催された全国児童福祉主管課長会議において、家庭福
祉課よりガイドライン（案）を示したところであるが、子どもの福祉
を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や
生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、
被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、
不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設
を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。
さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の
整備や周知を図られるようお願いしたい。

（３）社会福祉施設等の防災対策について

① 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設である
ことから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努め
るよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査
等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生時の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行されることに伴い、乳児院等については、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられることとなることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用して、整備を進められたい。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

② 児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その

結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

昨年実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は36.1%、耐震化率は61.4%に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。（関連資料17（115頁））

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業（平成21年度については、「住宅・建築物安全ストック形成事業）」の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成21年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

④ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付け通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、この調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導をお願いしたい。

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象としており、また、民間保育所等については安心こども基金(仮称)の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用しながら、この早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。この通知については、児童入所施設における被措置児童等の虐待防止に向けた取組等所要の改正を予定しているので留意願いたい（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料2）。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべき」とされており、国として監査体制の強化等ケアの質の向上に向けた具体的な方針を検討しているので留意されたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を

求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

5. 雇用対策事業例（子育て支援分野関係）について

(1) 雇用対策事業例について

雇用情勢が急速に悪化しつつある中、事業を実施する地方公共団体等が、速やかに雇用創造支援にとりかかることができるよう、本年2月6日にその参考となるモデル事業として「雇用対策事業例」がとりまとめられ、内閣官房・内閣府より都道府県宛にお示ししているところ。

雇用創造支援については、各地方公共団体において地域の実情を踏まえ、取り組んでいただくものであるが、本事業例は、当局所管の子育て支援分野における一つのアイデアとして、お示ししているものであることから、取組に際して参考としていただければ幸いである。

いずれにせよ、地域における子育て支援に関し、関係部局とも連携しつつ、積極的に雇用創造支援に取り組んでいただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村にも積極的に働きかけていただくようお願いしたい。

(2) 子育て支援分野における雇用対策事業例について

近年、子育て支援サービスの需要の高まりとともに、こうした分野における雇用需要も高まっていることから、本分野を支える人材を確保するとともに、雇用された人材が可能な限りキャリアアップし、将来的にも本分野を支えていく人材となるような取組みが必要となっている。

そのため、子育て支援分野においては、雇用対策事業例として、以下のような事業を掲げている。(事業の番号は関連資料19(142頁)中の番号)

- ・ 保育所において補助業務に従事することで実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を確保する事業
 - ① 保育所雇用促進事業
- ・ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の相互援助に関する連絡調整を行う事業
 - ② 地域における多様な子育て支援促進事業
- ・ 多様な手法によるきめ細やかな子育て支援の拡充を図る事業
 - ③ 地域子育て支援雇用促進事業
 - ④ なじみの場所での預かり事業
 - ⑤ 出産・子育て応援ヘルパー事業
- ・ 多様な子育て支援を担う人材養成に資する事業
 - ⑥ 多様な子育て支援人材の養成研修事業
- ・ 経済的に困難にあったり、育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援する事業
 - ⑦ 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
- ・ 児童虐待に係る防止対策・児童養護施設について、様々な場面における円滑な事業運営に資する事業
 - ⑧ 児童虐待防止協力員(応援員)確保事業
 - ⑨ 児童養護施設等の支援向上事業
- ・ 母子家庭の母等の就業等支援を促進するための事業
 - ⑩ 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

これらの積極的な活用も図りつつ、地域における子育て支援の拡充とともに、本分野における雇用機会の確保、人材育成に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

(総務課 関連資料)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕
閣議決定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」(2008年11月4日)などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源(保険料負担、公費負担及び利用者負担)のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし(公債)に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

- 原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- 原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。
具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (～2025)

年金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証

財政検証

実現

基礎年金の最低保障機能強化

制度設計・検討

法改正、順次実施

社会の構造変化に対する対応

・低年金・無年金者対策の推進
(保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
・在職老齢年金制度の見直し等(→高齢者の就労に配慮した検討・実施)
・育児期間中の保険料免除(→他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008～12の5か年)
救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

(新)都道府県医療計画(2013～17の5か年)

医師等人材確保対策

医師養成数の増加
臨床研修の見直し(医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応))

(従事医師数の増加)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

・救急・産科等の体制強化
・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

・急性期の機能分化推進
・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿
○安心して出産できる体制
○救急患者の受入れ、早期回復
○社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009～11の3か年)

第5期介護計画(2012～14の3か年)

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

基本方針の策定
介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

+3%改定

・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

・医療との連携強化
・グループホーム等居住系サービスの拡充
・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿
○居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
○重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008～10)

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

すべての家庭に対する子育て支援の強化

「安心子ども基金」の設置

・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
・一時預かりの利用助成と普及
・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

2015年の姿
○すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
・休業中 — 所得保障(出産前後の継続就業率55%)
・働きに出る場合 — 保育サービス(3歳未満児保育利用率38～44%)
→両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
・働いていない場合 — 月20時間程度の一時預かりの利用を支援
・学齢児 — 放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
→「小1の壁」の解消

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

新制度へのステップとなる制度改正

児童福祉法、次世代法の改正

・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討

法制化

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→2011年度中を目途とした導入

次世代育成支援の人材養成事業(新規)

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、また、新待機児童ゼロ作戦の展開、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



地域子育て支援拠点事業

1. 趣旨

地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の身近な場所への設置を促進する。

ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定。

平成20年度 7,025か所	→	平成21年度 7,100か所																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,808か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">452か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,565か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,200か所</td> </tr> </table>	ひろば型	1,808か所	（出張ひろば）	452か所	センター型	3,565か所	児童館型	1,200か所		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,100か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">600か所</td> </tr> </table>	ひろば型	3,100か所	（出張ひろば）	200か所	センター型	3,200か所	児童館型	600か所
ひろば型	1,808か所																	
（出張ひろば）	452か所																	
センター型	3,565か所																	
児童館型	1,200か所																	
ひろば型	3,100か所																	
（出張ひろば）	200か所																	
センター型	3,200か所																	
児童館型	600か所																	
※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し																		

2. 平成21年度予算（案）額 10,193百万円

3. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）子育て親子の交流の促進 | （2）子育て等に関する相談の実施 |
| （3）子育て支援に関する情報の提供 | （4）講習等の実施 |

① ひろば型（補助単価：3～4日型 @3,556千円〔@4,787千円〕、5日型 @4,355千円〔@7,390千円〕、6～7日型 @5,154千円〔@7,881千円〕、出張ひろば加算 @1,343千円、地域の子育て力を高める取組の加算 @896千円（4事業実施の場合）、〔 〕内は機能拡充にかかる単価
常設のつどいの場を開設し、基本事業を実施するとともに、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。また、子育て家庭へのきめ細かな支援により、ひろば機能の拡充を図る。

② センター型（補助単価：5日型 @7,491千円、6～7日型 @8,002千円）

専任の保育士等により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し地域に出向いた活動を実施する。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型）については、3か年の経過措置を設け、ひろば型又はセンター型に移行。

③ 児童館型（補助単価：@1,687千円（3日以上）、地域の子育て力を高める取組の加算 @448千円）
民営の児童館における学齡児が来館する前の時間を活用して、つどいの場を設け、子育て中の当事者等をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等への委託も可

4. 補助率

1/3

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 国1/3、指定都市・中核市2/3

地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について

- ①平成20年度7,025か所から、平成21年度7,100か所の整備を図る。
- ②ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、新たな補助単価を設定。

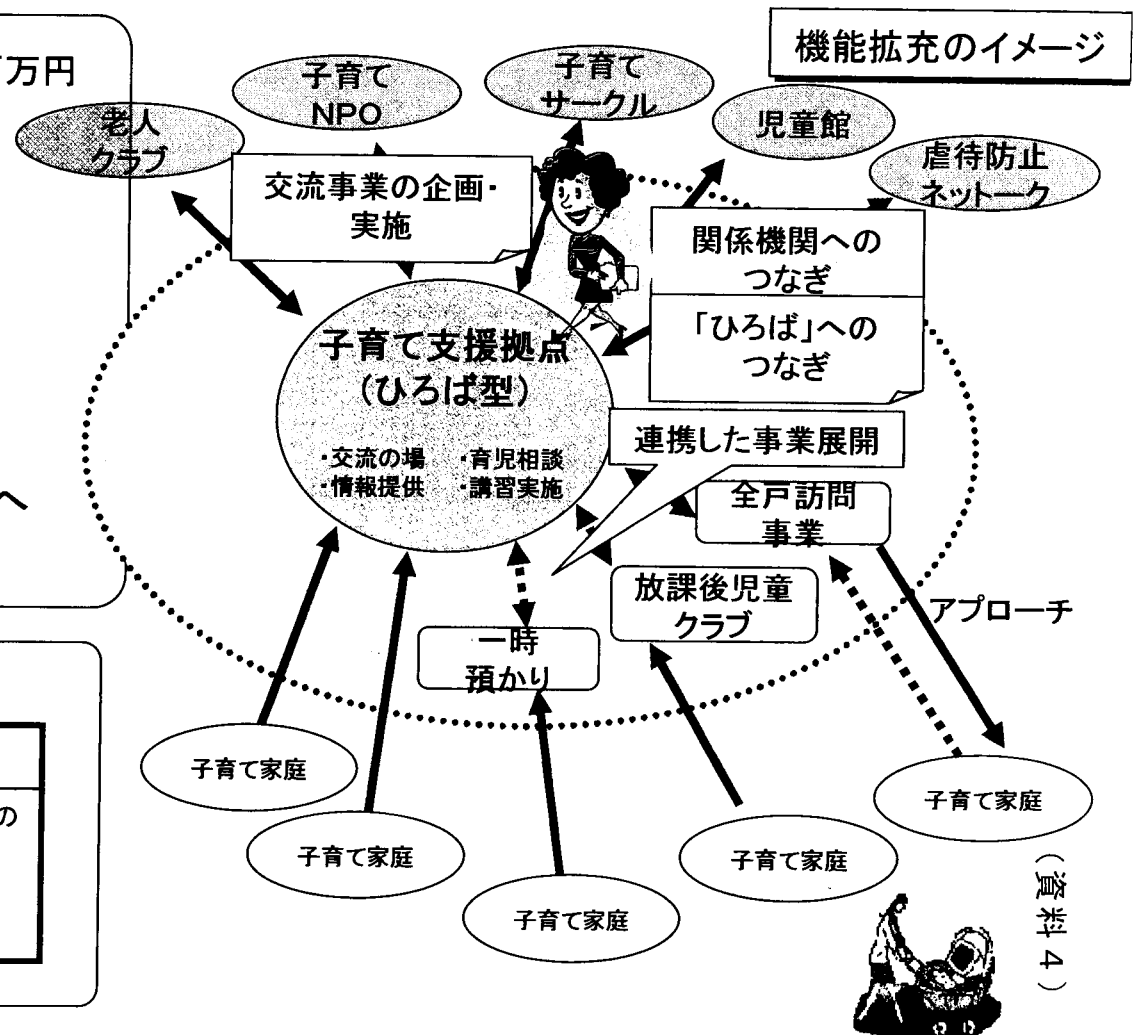
予算(案) 10,088百万円 → 10,193百万円

	(平成20年度) 7,025か所	(平成21年度) 7,100か所
ひろば型 (出張ひろば)	1,808 452	3,100 200
センター型	3,565	3,200
児童館型	1,200	600

※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し

機能拡充(ひろば型)

	通常単価	機能拡充に係る単価	※ただし、機能拡充の要件については右イメージ図による
3~4日型	3,556千円	4,787千円	
5日型	4,355千円	7,390千円	
6~7日型	5,154千円	7,881千円	



(資料4)

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

○ひろば型の機能拡充について

No.	内容	回答
1	補助対象を、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人等としているが、市町村直営の形態は対象とならないのか。	ひろば型実施の社会福祉法人等が、その取組と一体的に多様な子育て支援活動を実施するとともに、関係機関等と連携し、子育て家庭にきめ細かな支援が提供されることで、地域の子育て力を高め、子育て支援の充実が図られることを目的としている。社会福祉法人等の多様な主体が参画し、こうした役割を担うことをもって機能拡充としているが、市町村の直営の場合、ひろばの取組と連携して、多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めることは本来の責務であると考えられることから、対象としていない。
2	地域における子育て支援活動の中で、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を対象とした理由は何か。	法律に位置付けられた事業であり、さらに、一時預かりや放課後児童クラブについては、ひろばと一体的な実施による子育て支援活動の面的充実や多様なサービス提供による利便性向上、様々な子育て親子が集まることによる交流促進などが図られること、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、子育て親子をひろばや関係機関による必要な支援へつなぐことができることから対象としている。
3	一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の場合、これに準じた事業も要件に該当するが、具体的な判断基準は何か。	市町村の単独補助により実施している場合のほか、市町村の支援がない場合であっても、一時預かりや就学児童の放課後の預かりを、社会福祉法人等が独自に実施している取組も該当する。
4	一時預かりや放課後児童健全育成事業について「ひろば型の開設場所(近接施設を含む)を活用」としているが、近接とは、どの程度の範囲を指すのか。	ひろばを中心に、子育て支援サービスが提供され、様々な子育て親子の交流促進が図られるよう、ひろばの開設場所を活用している。このため、近接施設としては、容易に行き来ができるような徒歩圏内を想定しているが、個別の状況により、ご判断いただきたい。
5	機能拡充に係る要件として、「市町村独自に補助又は委託を行っている事業のうち、ひろば型の活動の充実に資すると認められた事業」とあるが、どのような事業が想定されるか。	父親の子育て力を高めることを目的とする事業や、児童館、プレーパーク等での親子交流事業の実施など、子育て家庭と地域をつなぐものとして継続的な取組が想定されるが、各自治体において様々な子育て支援事業に取り組まれていることから、市町村の判断が尊重される。

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

No.	内容	回答
6	<p>子育て支援の取組とともに「関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら」とあるが、具体的要件は何か。</p>	<p>子育て支援拠点の実施に当たっては、実施要綱において、既に、保育所、福祉事務所、児童相談所、…等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めることを留意事項として掲げているが、機能拡充に当たっては関係機関等と連携し、地域のネットワークの一員としてきめ細かな支援の提供が必要であることから明記した。特に要件は問わないが、市町村等が設置している子育て支援のための協議会等に参画し、支援の必要な親子を関係機関につなぐ体制がとられている場合や、地域の子育て支援団体が自主的に設置しているネットワークに参画し、日常的に関係機関との情報交換が図られていると認められる場合などが考えられる。</p>
7	<p>地域の子育て支援のネットワークに参画し、コーディネーターとして活動しているが、ひろば開設のほかに子育て支援事業を実施していない場合、コーディネートのみでは機能拡充にかかる単価の適用対象にならないか。</p>	<p>ひろば型を実施している社会福祉法人等が、ひろばと一体的に多様な子育て支援活動を実施することで、様々な親子の交流促進につながることを目的としており、関係機関との連携による子育て支援策の提供など地域の子育て支援の面的充実が図られることを目的としており、コーディネート機能のみでは対象にならない。</p>
8	<p>機能拡充にかかる単価を適用した場合、これと併せて地域の子育て力を高める取組の加算を受けることができるか。</p>	<p>地域の子育て力を高める取組については、機能拡充に該当するひろば型であっても加算対象とする。ただし、市町村が機能拡充に該当すると認める独自事業が、実施要綱に掲げる地域の子育て力を高める取組のア～エの取組のいずれかに該当する場合は、機能拡充型の単価適用と重複して加算対象とすることは認められない。</p> <p>【参考】(ア)中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組 (イ)地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組 (ウ)父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組 (エ)公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が出向き、必要な支援や見守り等を行う取組</p>

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

○出張ひろばの要件見直しについて

No.	内 容	回 答
1	「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合に」出張ひろばを開設するものとしたが、どのようなケースが想定されるか。	常設のひろばを開設するための場所・担い手の確保が難しい場合や地域において対象となる子育て世帯数が少なく、常設では、子育て親子の交流促進といった効果が見込まれない場合が考えられる。この他、ひろば型開設の準備段階として、出張ひろばにより利用実態を把握する必要がある場合など、適切に判断していただきたい。
2	現行の「開設年度の翌年度にひろば型へ移行することを念頭に置いて実施」(初年度のみ加算対象)との要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」ものとしたが、移行までの期限をどの程度と見込むのか。また、移行まで加算対象となるのか。	明確な期限は設定していない。出張ひろばを実施する中で、地域において常設のひろば開設の条件が整った時点など、実情を踏まえ、積極的にひろば型への移行を進めていただきたい。
3	出張ひろばを、1か所で週2日開設と、別の2か所でそれぞれ週1日開設しているケースでは、職員の人件費や運営経費はあまり変わらないと思われるのが、加算額について、前者は1か所、後者は2か所と、か所数に応じた補助となるのか。	出張ひろばは、週1～2日、かつ1日5時間以上、場所を定めてひろば型と同様の取組を実施し、支援の充実を図るものである。このため、加算額は、従来どおり箇所数に応じた補助となる。 なお、例えば、毎週、地域の中で実施場所を変えて子育て支援の取組を行う場合、出張ひろばには当たらないが、センター型における地域支援活動に該当することも考えられることから、センター型としての実施形態について検討されたい。
4	これまで地域の協力団体を担い手として出張ひろば事業を実施してきており(翌年度移行の要件があって補助対象ではないが)、ノウハウを持っている。こうしたケースでも、ひろば型の職員が出張ひろばの職員を兼務することが要件となるのか。	ひろば型に従事している職員の兼務により、常設のひろばにおける活動を出張ひろばにおいて展開し、相互の連携・協力を図ることを想定していることから、これまでどおり兼務は必要となる。

平成21年2月27日

都道府県
各指定都市 児童相談所担当 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課児童相談係

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、昨年度同様、全ての一時保護施設に対して下記1の調査を実施いたしますので、平成21年3月13日（金）までに回答方よろしくお願いいたします。

また、下記1の調査の結果、定員不足の状態にある一時保護施設を有する自治体におかれては、下記2のとおり、平成21年度末までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」を策定いただき、平成21年3月31日（火）までにご提出いただくようお願いいたします。

記

1. 一時保護施設の定員不足状態に関する調査

(1) 調査対象となる自治体

一時保護施設を有する全ての自治体

(2) 調査内容

別添1のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月13日（金）

(4) 提出方法

別添1に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

2. 緊急整備計画の策定

(1) 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

上記1の調査により、平成20年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

(2) 緊急整備計画に盛り込む事項

別添2のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月31日(火)

(4) 提出方法

別添2に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

(5) 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

① 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金(次世代育成支援対策施設整備交付金)の取扱いに関し、優先的に取扱う。

② 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める(「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について(交付要綱)」の第7に基づく特例措置)

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

(児童保護費等負担金(入所施設措置費))

(6) 緊急整備計画の策定を行わない自治体への措置

次の①及び②の補助について、緊急整備計画の策定を要件とする

① 一時保護施設整備(ハード交付金)

② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」の2事業

[問い合わせ先]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

西浦、阿部

電話番号：03-5253-1111(内線7829)

FAX番号：03-3595-2668

メールアドレス：abe-masatoshi@mhlw.go.jp

(別添1)

一時保護施設の定員不足状態に関する調査

自治体名 _____

※ 以下について、一時保護施設毎に記入してください。

1. 一時保護施設名 ()
2. 定員数
平成20年度当初定員 (名)
平成19年度当初定員 (名)
3. 平成20年1月1日～12月末日までの間で、定員を超えて一時保護を行った日数
(日)
4. 平成20年1月1日～12月末日までの間の、1日当たりの平均入所率
(%)
【平均入所率の算式＝(平成20年1月1日～12月末までの保護延べ日数)
÷365日÷定員×100】

提出期限：平成21年3月13日(金)

(別添2)

一時保護施設等緊急整備計画について

自治体名 _____

※ 別添1 (一時保護施設の定員不足状態に関する調査) の3において、定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上ある施設を有する自治体は記入してください。

1. 定員を超えて保護を行うこととなった要因

(保護児童数の増加の背景、定員超過の要因(一時保護施設の定員がそもそも足りていない、児童養護施設等の定員が足りていない、入所予定児童の年齢・性別等と児童養護施設等の居住環境が合致していないなど)等について、具体的にご記入ください。)

2. 平成21年度末までの定員の増員数

施設種別	21年度当初		21年度末		ハード交付金活用予定の増員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立支援施設					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1: 暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注2: 「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注3: 「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注3: 自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注4: 「情緒障害児短期治療施設」の定員数欄には、通所定員は含めないでください。

注5: 「ハード交付金活用予定の増員数」欄には、定員の増員に当たってハード交付金を活用することにより増員する予定の数を記入してください。

3. 平成21年度末までの、定員不足解消見込み

① 1及び2を踏まえて、平成21年度末までに定員不足を解消する見込み
あり ・ なし

② ①でなしと回答した場合には、その理由と今後の対応方針等についてご記入ください。

4. これまでの取組（平成18年度又は平成19年度にも緊急整備計画策定対象となった自治体については、これまでの定員の増員数をご記入ください。）

① 策定対象となった年度
（ 年度）

② 策定対象となった年度の翌年度当初から平成20年度末までの定員の増員数

施設種別	※※年度当初		20年度末		ハード交付金の 交付を受けて増 員した定員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1：※※には、貴自治体が緊急整備計画策定対象となった最初の年度の翌年度を記入してください。

- ・平成18年度、19年度ともに対象の場合は、「平成19年度」と記入してください。
- ・平成19年度から対象となった場合は、「平成20年度」と記入してください。

注2：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注3：「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注4：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注5：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注6：「情緒障害児短期治療施設」については、通所定員は含めないでください。

提出期限：平成21年3月31日(火)



平成20年11月19日
公表資料

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成20年4月現在)

市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導等を行うこととされ、また、要保護児童については、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」として児童福祉法に位置づけられていることから、平成20年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会等の設置状況等を把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成20年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市区	791		
人口30万人以上	65	28,795,555 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	199	32,336,326 人	(25.3%)
人口10万人未満	527	27,988,016 人	(21.9%)
町	808	12,362,788 人	(9.7%)
村	193	925,065 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	25,585,663 人	(20.0%)
計	1,811	127,993,413 人	(100.0%)

I 市町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している市区が、人口規模が30万人以上では86.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では88.9%、10万人未満で87.3%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.1%、村では84.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	72.3% 47	68.3% 136	52.8% 278	46.5% 376	34.7% 67	- -	49.9% 904	43.6% 797
②母子保健主管課	1.5% 1	1.5% 3	0.8% 4	6.1% 49	5.2% 10	5.3% 1	3.8% 68	3.8% 70
③児童福祉・母子保健統合課	6.2% 4	5.0% 10	5.7% 30	34.5% 279	44.6% 86	10.5% 2	22.7% 411	24.8% 453
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	13.8% 9	20.6% 41	34.5% 182	0.2% 2	0.5% 1	42.1% 8	13.4% 243	15.6% 285
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	- -	0.5% 1	2.3% 12	- -	1.0% 2	- -	0.8% 15	0.7% 13
⑥保健センター	1.5% 1	- -	- -	5.7% 46	5.7% 11	- -	3.2% 58	3.4% 62
⑦教育委員会	- -	1.0% 2	3.0% 16	3.2% 26	1.6% 3	5.3% 1	2.7% 48	1.9% 35
⑧市設置の保健所	- -	- -	- -	- -	- -	5.3% 1	0.1% 1	- -
⑨市設置の児童相談所	- -	- -	- -	- -	- -	15.8% 3	0.2% 3	0.1% 2
⑩障害福祉主管課	- -	0.5% 1	- -	0.9% 7	2.6% 5	- -	0.7% 13	- -
⑪その他	4.6% 3	2.5% 5	0.9% 5	2.8% 23	4.1% 8	15.8% 3	2.6% 47	6.1% 110
合計	100% 65	100% 199	100% 527	100% 808	100% 193	100% 19	100% 1,811	100% 1,827

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する市区町村の相談担当職員は、全国で6,830名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①～⑧)が4,286名(62.8%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が841名(12.3%)となっている。

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	13.6%	12.8%	8.8%	2.2%	2.0%	11.8%	7.6%	7.2%
	82	131	142	49	8	107	519	423
②医師	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	-	0.1%	0.2%	0.2%
	3	1	5	2	-	1	12	12
③社会福祉士	9.9%	6.9%	3.0%	1.5%	0.7%	4.6%	3.8%	3.3%
	60	71	48	34	3	42	258	194
④精神保健福祉士	1.5%	1.5%	0.5%	0.4%	0.2%	1.1%	0.8%	0.6%
	9	15	8	9	1	10	52	34
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～④の計)	25.5%	21.2%	12.5%	4.1%	2.9%	17.7%	12.3%	11.3%
	154	218	203	94	12	160	841	663
⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	12.1%	8.9%	6.4%	33.0%	40.8%	25.3%	20.7%	18.9%
	73	91	104	748	166	229	1411	1,110
⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	14.4%	19.3%	27.4%	3.0%	1.5%	11.2%	13.3%	13.5%
	87	198	444	69	6	101	905	795
⑦保育士 (①に該当する者を除く)	16.4%	14.9%	13.2%	7.2%	4.9%	8.4%	10.6%	10.8%
	99	153	213	163	20	76	724	636
⑧①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	9.6%	8.9%	6.9%	1.6%	2.7%	10.7%	5.9%	4.7%
	58	91	112	36	11	97	405	277
小計 (①～⑧の計)	77.9%	73.2%	66.5%	48.9%	52.8%	73.3%	62.8%	59.2%
	471	751	1076	1110	215	663	4286	3481
⑨①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.4%	16.9%	24.8%	49.5%	45.7%	18.9%	31.2%	-
	75	173	402	1123	186	171	2130	-
⑩その他	9.8%	9.9%	8.7%	1.5%	1.5%	7.8%	6.1%	-
	59	102	141	35	6	71	414	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	605	1,026	1,619	2,268	407	905	6,830	5,880

※「(参考)平成19年度」における「⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成19年度)
		①児童福祉 司と同様の 資格を有する者(②、③ 又は④)に該 当する者を 除く。	②医師	③社会福 祉士	④精神保 健福祉士	⑤保健師・ 助産師・看 護師 (①に該当 する者を除 く)	⑥教員免 許を有する 者 (①に該 当する者を 除く)	⑦保育士 (①に該 当する者を 除く)	⑧①～⑦ に記載の 資格を有し ない 社会福祉 主事	⑨①～⑧ に記載の 資格を有し ない 一般事務 職員	⑩その他	
北海道	684	9	-	6	3	232	35	42	23	318	16	519
青森県	105	4	-	-	-	31	3	9	2	55	1	89
岩手県	76	2	-	1	1	5	16	13	2	35	1	68
宮城県	124	1	-	3	1	37	13	14	1	49	5	92
秋田県	79	5	-	2	-	10	12	11	4	27	8	63
山形県	87	-	-	-	-	7	13	12	13	38	4	81
福島県	177	6	-	1	-	54	19	2	25	59	11	137
茨城県	136	8	-	5	1	6	43	10	8	41	14	135
栃木県	113	5	-	-	-	26	24	8	3	41	6	97
群馬県	106	2	-	1	-	37	15	7	3	36	5	83
埼玉県	290	30	-	15	1	34	47	14	39	96	14	252
千葉県	211	12	1	11	1	28	59	17	8	64	10	187
東京都	503	62	3	53	11	58	59	103	31	64	59	414
神奈川県	151	13	-	9	-	30	11	23	10	34	21	103
新潟県	92	16	-	2	-	25	17	11	2	14	5	88
富山県	27	5	-	2	-	2	3	4	1	9	1	34
石川県	45	2	-	1	1	6	1	16	1	15	2	37
福井県	45	4	-	4	-	5	3	7	1	16	5	39
山梨県	93	2	-	1	-	30	6	12	8	32	2	75
長野県	227	11	-	3	2	58	38	26	10	64	15	206
岐阜県	110	15	-	3	3	6	11	23	7	37	5	105
静岡県	126	13	-	6	1	21	23	14	12	29	7	117
愛知県	194	8	-	7	1	24	35	34	7	67	11	174
三重県	121	27	-	2	-	17	16	14	3	38	4	85
滋賀県	92	11	-	7	-	16	10	9	11	25	3	84
京都府	59	3	-	1	-	17	9	8	1	11	9	50
大阪府	177	60	-	22	5	9	7	29	11	25	9	152
兵庫県	133	8	-	4	1	17	41	17	13	25	7	128
奈良県	94	8	-	1	-	24	16	9	3	32	1	101
和歌山県	68	-	-	4	-	24	3	6	1	24	6	63
鳥取県	55	1	-	1	-	12	5	7	5	21	3	51
島根県	73	6	-	3	1	16	6	7	2	30	2	43
岡山県	83	7	-	1	1	33	13	5	4	16	3	60
広島県	67	2	-	4	1	2	12	13	3	28	2	58
山口県	55	9	-	-	1	4	10	6	1	19	5	50
徳島県	68	3	-	1	1	22	11	4	2	22	2	69
香川県	39	1	-	2	-	15	4	1	1	12	3	46
愛媛県	66	-	2	3	-	14	9	16	2	19	1	56
高知県	74	4	2	1	-	25	8	6	1	17	10	72
福岡県	173	5	-	2	-	31	27	19	4	79	6	161
佐賀県	47	-	-	-	-	5	12	3	-	24	3	59
長崎県	77	5	-	4	-	11	15	3	4	28	7	65
熊本県	125	3	1	5	3	31	7	10	2	56	7	94
大分県	72	4	-	5	-	4	19	7	4	24	5	70
宮崎県	99	-	-	2	-	30	16	5	2	41	3	73
鹿児島県	123	5	2	-	-	17	12	6	3	70	8	114
沖縄県	84	5	-	5	1	14	10	6	4	33	6	76
札幌市	27	26	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	25
さいたま市	28	1	-	1	-	-	5	1	6	14	-	26
千葉市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12
横浜市	241	6	-	11	-	120	24	19	12	20	29	132
川崎市	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
新潟市	15	-	-	-	-	1	1	5	3	4	1	16
静岡市	12	-	-	-	-	-	5	1	5	-	1	11
名古屋市	14	12	-	-	-	-	-	-	2	-	-	105
浜松市	25	15	-	-	-	1	3	1	-	3	2	20
京都市	85	-	-	9	1	-	16	7	43	-	9	42
大阪市	109	6	-	7	-	4	19	24	8	37	4	122
堺市	21	5	-	5	1	-	4	1	5	-	-	21
神戸市	164	5	-	-	7	65	-	1	7	78	1	90
広島市	21	-	-	-	-	3	6	3	5	3	1	22
北九州市	36	-	-	2	-	-	9	10	1	7	7	36
福岡市	20	8	-	1	1	1	4	1	-	-	4	38
横須賀市	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	10
金沢市	30	12	1	5	-	1	2	1	-	4	4	10
合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414	5,880
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%	100.0%

(参考 平成19年度)

合計	5,880	423	12	194	34	1,110	795	636	277	1,804	595	
割合	100.0%	7.2%	0.2%	3.3%	0.6%	18.9%	13.5%	10.8%	4.7%	30.7%	10.1%	

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,728名（69.2%）、また専任職員は2,694名（39.4%）配置されている。

（単位：人、%）

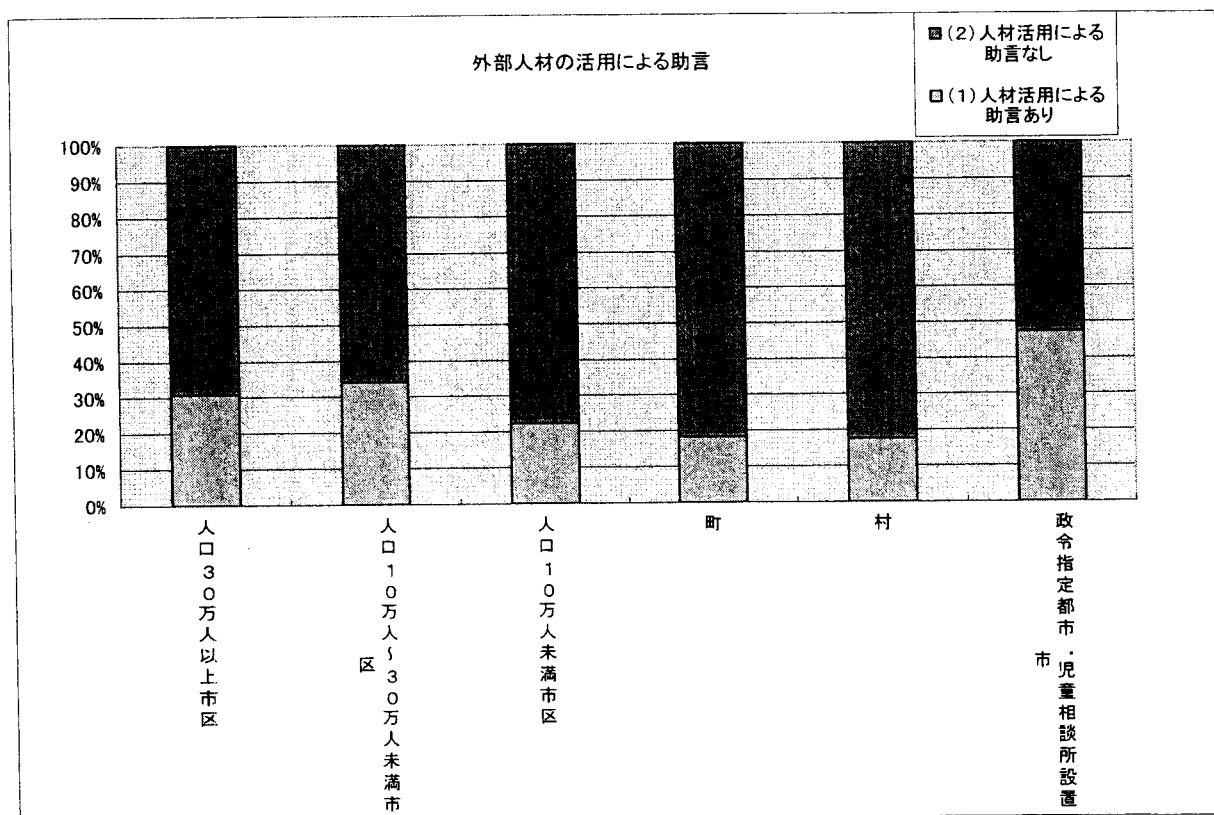
都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	617	67	90.2%	9.8%	137	547	20.0%	80.0%
青森県	95	10	90.5%	9.5%	17	88	16.2%	83.8%
岩手県	51	25	67.1%	32.9%	24	52	31.6%	68.4%
宮城県	94	30	75.8%	24.2%	44	80	35.5%	64.5%
秋田県	46	33	58.2%	41.8%	31	48	39.2%	60.8%
山形県	66	21	75.9%	24.1%	23	64	26.4%	73.6%
福島県	147	30	83.1%	16.9%	38	139	21.5%	78.5%
茨城県	72	64	52.9%	47.1%	68	68	50.0%	50.0%
栃木県	77	36	68.1%	31.9%	30	83	26.5%	73.5%
群馬県	85	21	80.2%	19.8%	35	71	33.0%	67.0%
埼玉県	213	77	73.4%	26.6%	117	173	40.3%	59.7%
千葉県	122	89	57.8%	42.2%	122	89	57.8%	42.2%
東京都	288	215	57.3%	42.7%	443	60	88.1%	11.9%
神奈川県	88	63	58.3%	41.7%	92	59	60.9%	39.1%
新潟県	57	35	62.0%	38.0%	38	54	41.3%	58.7%
富山県	16	11	59.3%	40.7%	8	19	29.6%	70.4%
石川県	35	10	77.8%	22.2%	11	34	24.4%	75.6%
福井県	29	16	64.4%	35.6%	15	30	33.3%	66.7%
山梨県	68	25	73.1%	26.9%	35	58	37.6%	62.4%
長野県	156	71	68.7%	31.3%	90	137	39.6%	60.4%
岐阜県	70	40	63.6%	36.4%	28	82	25.5%	74.5%
静岡県	84	42	66.7%	33.3%	57	69	45.2%	54.8%
愛知県	123	71	63.4%	36.6%	95	99	49.0%	51.0%
三重県	86	35	71.1%	28.9%	56	65	46.3%	53.7%
滋賀県	57	35	62.0%	38.0%	47	45	51.1%	48.9%
京都府	29	30	49.2%	50.8%	30	29	50.8%	49.2%
大阪府	115	62	65.0%	35.0%	95	82	53.7%	46.3%
兵庫県	56	77	42.1%	57.9%	85	48	63.9%	36.1%
奈良県	77	17	81.9%	18.1%	14	80	14.9%	85.1%
和歌山県	57	11	83.8%	16.2%	17	51	25.0%	75.0%
鳥取県	44	11	80.0%	20.0%	23	32	41.8%	58.2%
島根県	63	10	86.3%	13.7%	10	63	13.7%	86.3%
岡山県	58	25	69.9%	30.1%	27	56	32.5%	67.5%
広島県	41	26	61.2%	38.8%	26	41	38.8%	61.2%
山口県	36	19	65.5%	34.5%	18	37	32.7%	67.3%
徳島県	49	19	72.1%	27.9%	22	46	32.4%	67.6%
香川県	28	11	71.8%	28.2%	7	32	17.9%	82.1%
愛媛県	46	20	69.7%	30.3%	33	33	50.0%	50.0%
高知県	50	24	67.6%	32.4%	27	47	36.5%	63.5%
福岡県	122	51	70.5%	29.5%	50	123	28.9%	71.1%
佐賀県	30	17	63.8%	36.2%	18	29	38.3%	61.7%
長崎県	50	27	64.9%	35.1%	37	40	48.1%	51.9%
熊本県	97	28	77.6%	22.4%	35	90	28.0%	72.0%
大分県	44	28	61.1%	38.9%	32	40	44.4%	55.6%
宮崎県	85	14	85.9%	14.1%	30	69	30.3%	69.7%
鹿児島県	92	31	74.8%	25.2%	32	91	26.0%	74.0%
沖縄県	49	35	58.3%	41.7%	30	54	35.7%	64.3%
札幌市	27	-	100.0%	-	27	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	-	16	-	100.0%
さいたま市	18	10	64.3%	35.7%	12	16	42.9%	57.1%
千葉市	-	1	-	100.0%	-	1	-	100.0%
横浜市	151	90	62.7%	37.3%	-	241	-	100.0%
川崎市	2	6	25.0%	75.0%	6	2	75.0%	25.0%
新潟市	9	6	60.0%	40.0%	3	12	20.0%	80.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	12	-	100.0%	-
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	16	9	64.0%	36.0%	9	16	36.0%	64.0%
京都市	43	42	50.6%	49.4%	42	43	49.4%	50.6%
大阪市	61	48	56.0%	44.0%	65	44	59.6%	40.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	152	12	92.7%	7.3%	-	164	-	100.0%
広島市	9	12	42.9%	57.1%	12	9	57.1%	42.9%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	20	-	100.0%	-
横須賀市	29	3	90.6%	9.4%	32	-	100.0%	-
金沢市	20	10	66.7%	33.3%	25	5	83.3%	16.7%
合計	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%
（参考）平成19年度	3,959	1,921	67.3%	32.7%	2,396	3,484	40.7%	59.3%

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が397か所(21.9%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ~30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
(1)人材活用による 助言あり	30.8%	34.2%	22.4%	18.3%	17.6%	47.4%	21.9%	18.2%
	20	68	118	148	34	9	397	332
(2)人材活用による 助言なし	69.2%	65.8%	77.6%	81.7%	82.4%	52.6%	78.1%	81.8%
	45	131	409	660	159	10	1,414	1495
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

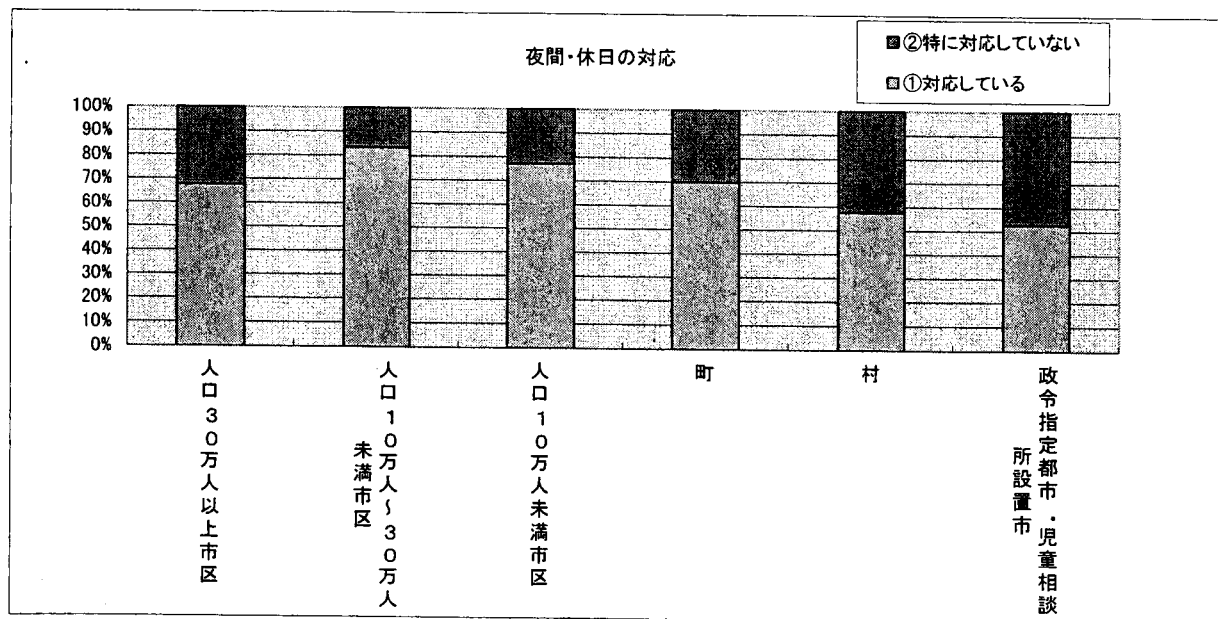


4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,304か所(72.0%)となっている。

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①対応している	67.7%	83.4%	77.2%	70.0%	57.5%	52.6%	72.0%	72.9%
	44	166	407	566	111	10	1,304	1,332
②特に対応してい ない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827



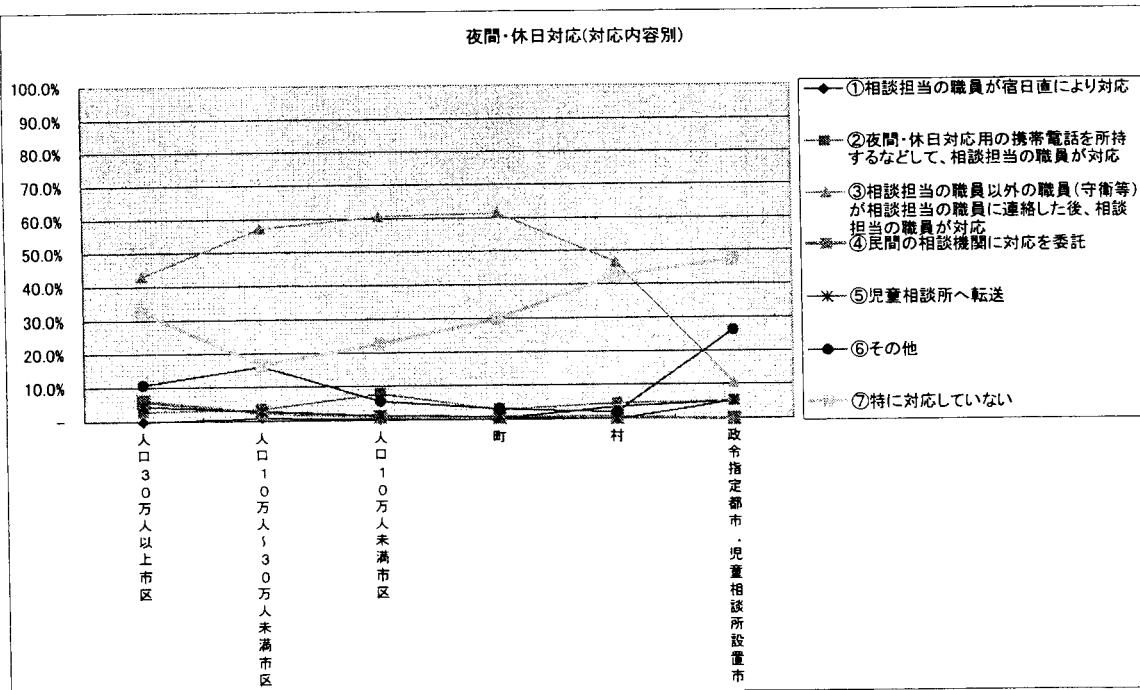
(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が58.1%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	-	1.0%	0.4%	0.5%	3.6%	5.3%	0.9%	2.1%
	-	2	2	4	7	1	16	38
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	3.1%	3.5%	7.8%	3.1%	4.7%	5.3%	4.7%	4.7%
	2	7	41	25	9	1	85	85
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	43.1%	57.3%	60.7%	61.6%	46.6%	10.5%	58.1%	56.5%
	28	114	320	498	90	2	1,052	1,032
④民間の相談機関に対応を委託	6.2%	2.5%	1.1%	0.6%	0.5%	-	1.2%	0.8%
	4	5	6	5	1	0	21	14
⑤児童相談所へ転送	4.6%	3.0%	1.5%	1.0%	-	5.3%	1.4%	1.7%
	3	6	8	8	0	1	26	31
⑥その他	10.8%	16.1%	5.7%	3.2%	2.1%	26.3%	5.7%	7.2%
	7	32	30	26	4	5	104	132
⑦特に対応していない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

夜間・休日対応(対応内容別)

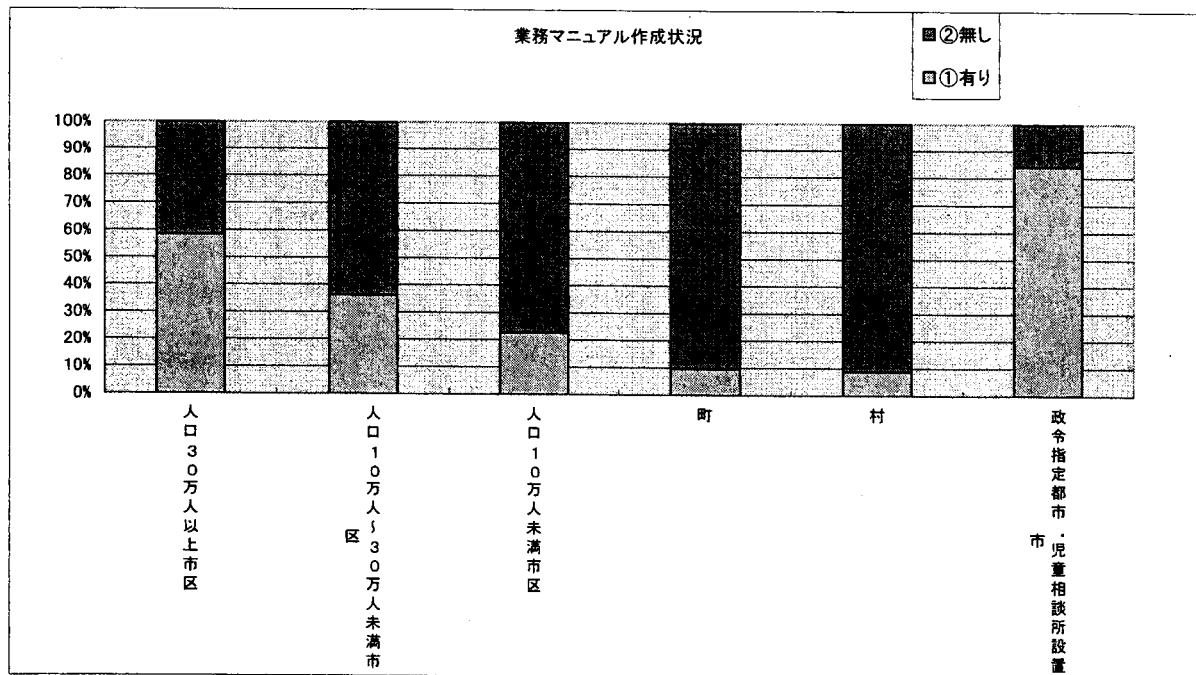


5. 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルの作成状況について、市区町村独自の業務マニュアル（虐待対応マニュアルを含む）を作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では58.5%、10万人以上30万人未満では36.2%、10万人未満では22.8%、町では9.7%、村では8.8%、指定都市・児相設置市では84.2%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児相相談所設置市	
①有り	58.5%	36.2%	22.8%	9.7%	8.8%	84.2%	18.8%
	38	72	120	78	17	16	341
②無し	41.5%	63.8%	77.2%	90.3%	91.2%	15.8%	81.2%
	27	127	407	730	176	3	1,470
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811



6. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1,572か所（86.8%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1,722か所（95.1%）となっている。

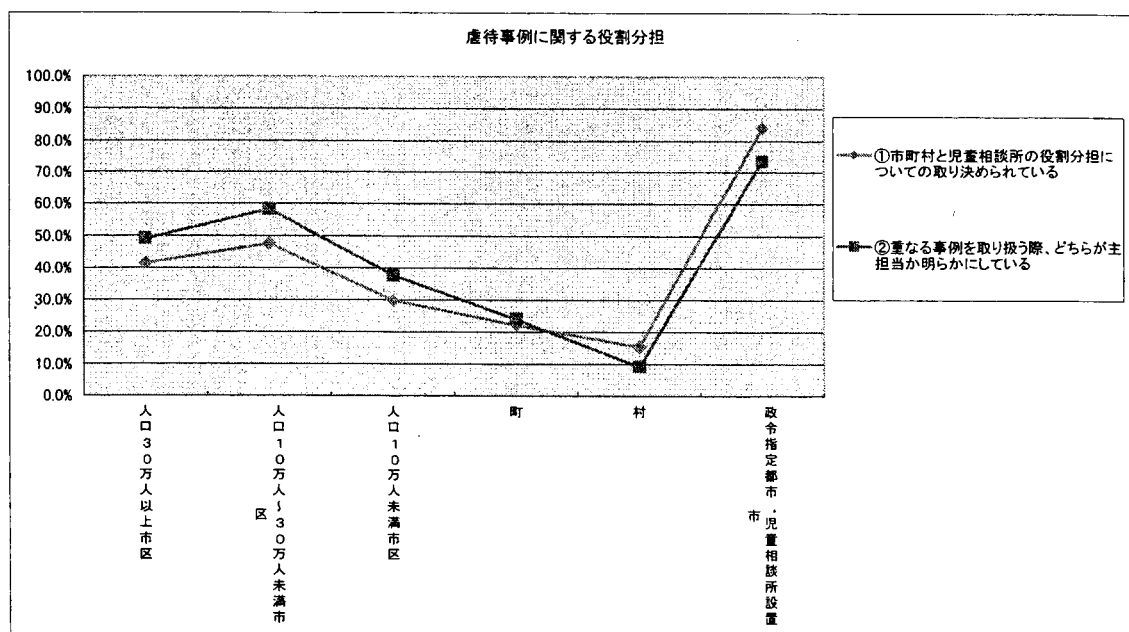
		規模区分						合計	参考 (平成19年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①児童相談所等の職員 による市区町村職員研 修の実施	比較的支援 を受けている	61.5%	75.9%	75.7%	69.8%	54.4%	78.9%	70.3%	70.8%
		40	151	399	564	105	15	1,274	1,294
	あまり支援 を受けていない	20.0%	16.1%	14.6%	16.7%	20.2%	10.5%	16.5%	13.0%
		13	32	77	135	39	2	298	237
	合計	81.5%	92.0%	90.3%	86.5%	74.6%	89.5%	86.8%	83.8%
		53	183	476	699	144	17	1,572	1,531
②児童相談所等の職員 による個々の事例に対 する支援に必要な情 報の提供や助言	比較的支援 を受けている	87.7%	88.9%	93.0%	82.4%	59.1%	94.7%	84.0%	84.2%
		57	177	490	666	114	18	1,522	1,539
	あまり支援 を受けていない	10.8%	10.6%	6.6%	12.1%	20.2%	-	11.0%	7.1%
		7	21	35	98	39	-	200	130
	合計	98.5%	99.5%	99.6%	94.6%	79.3%	94.7%	95.1%	91.4%
		64	198	525	764	153	18	1,722	1,669
③ケース検討会議、要保 護児童対策地域協議会 に児童相談所職員等が 参加	比較的支援 を受けている	98.5%	99.0%	94.9%	83.8%	59.6%	89.5%	86.7%	79.7%
		64	197	500	677	115	17	1,570	1,456
	あまり支援 を受けていない	1.5%	1.0%	3.6%	6.7%	10.4%	5.3%	5.4%	5.8%
		1	2	19	54	20	1	97	106
	合計	100.0%	100.0%	98.5%	90.5%	69.9%	94.7%	92.0%	85.5%
		65	199	519	731	135	18	1,667	1,562
④年間を通じて市区町村 に都道府県（又は児童 相談所）職員を派遣	比較的支援 を受けている	9.2%	5.5%	7.8%	7.4%	4.7%	21.1%	7.2%	7.1%
		6	11	41	60	9	4	131	129
	あまり支援 を受けていない	1.5%	3.0%	5.1%	9.0%	7.8%	5.3%	6.8%	6.5%
		1	6	27	73	15	1	123	118
	合計	10.8%	8.5%	12.9%	16.5%	12.4%	26.3%	14.0%	13.5%
		7	17	68	133	24	5	254	247
⑤定期的に市区町村に 都道府県職員（又は児 童相談所）を派遣して 市区町村を支援	比較的支援 を受けている	3.1%	9.5%	10.6%	5.4%	5.2%	21.1%	7.5%	7.2%
		2	19	56	44	10	4	135	131
	あまり支援 を受けていない	4.6%	5.5%	9.3%	13.2%	10.4%	10.5%	10.6%	9.5%
		3	11	49	107	20	2	192	173
	合計	7.7%	15.1%	19.9%	18.7%	15.5%	31.6%	18.1%	16.6%
		5	30	105	151	30	6	327	304
⑥児童相談所への市区 町村職員の受け入れ	比較的支援 を受けている	23.1%	9.0%	6.3%	4.0%	3.1%	10.5%	5.9%	4.6%
		15	18	33	32	6	2	106	84
	あまり支援 を受けていない	1.5%	3.0%	3.8%	6.3%	5.7%	10.5%	5.0%	5.1%
		1	6	20	51	11	2	91	93
	合計	24.6%	12.1%	10.1%	10.3%	8.8%	21.1%	10.9%	9.7%
		16	24	53	83	17	4	197	177
⑦国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等 を作成	比較的支援 を受けている	61.5%	60.3%	46.7%	35.4%	19.7%	63.2%	41.0%	39.0%
		40	120	246	286	38	12	742	713
	あまり支援 を受けていない	9.2%	11.6%	9.3%	13.2%	13.5%	5.3%	11.7%	8.3%
		6	23	49	107	26	1	212	151
	合計	70.8%	71.9%	56.0%	48.6%	33.2%	68.4%	52.7%	47.3%
		46	143	295	393	64	13	954	864
⑧その他	比較的支援 を受けている	12.3%	12.6%	6.1%	5.7%	3.6%	5.3%	6.6%	-
		8	25	32	46	7	1	119	-
	あまり支援 を受けていない	6.2%	6.0%	4.9%	6.2%	9.8%	10.5%	6.2%	-
		4	12	26	50	19	2	113	-
	合計	18.5%	18.6%	11.0%	11.9%	13.5%	15.8%	12.8%	-
		12	37	58	96	26	3	232	-
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

7. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が、72.2%となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、51.1%の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規 模 区 分	規 模 区 分					合計	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村		政令指定都 市・児童相 談所設置市
①市区町村と児童相談所の 役割分担についての 取り決め	文書での取り決め	15.4%	11.1%	5.1%	4.1%	3.1%	42.1%	5.9%
	文書はないが一応決められている	26.2%	36.7%	24.7%	18.1%	12.4%	42.1%	22.0%
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	58.5%	52.3%	70.2%	77.8%	84.5%	15.8%	72.2%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
②市区町村と児童相談所 が重なる事例を取扱う際、 どちらが主担当か 明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	10.8%	9.0%	6.3%	3.6%	1.6%	31.6%	5.3%
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	38.5%	49.2%	31.5%	20.4%	7.8%	42.1%	26.3%
	明らかにしていない	7.7%	6.5%	11.4%	20.9%	33.7%	5.3%	17.3%
	個々の事例による	43.1%	35.2%	50.9%	55.1%	57.0%	21.1%	51.1%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811



(参考) 市町村児童家庭相談件数 (平成 19 年度社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例) より抜粋)

平成 19 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1 万件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 50,120 件 (対前年度比約 4 千件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容 (助言指導・児童相談所等への送致等) を決定した相談対応件数は約 28 万件 (対前年度比約 9 千件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 51,618 件 (対前年度比約 4 千件増) となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,607	1,372	7,235	8852	1410	7,442
青森県	4,201	96	4,105	4205	96	4,109
岩手県	1,357	464	893	1348	458	890
宮城県	2,417	685	1,732	2745	825	1,920
秋田県	3,009	304	2,705	3008	303	2,705
山形県	1,991	118	1,873	1999	119	1,880
福島県	2,662	471	2,191	2693	455	2,238
茨城県	3,867	906	2,961	4062	978	3,084
栃木県	2,068	532	1,536	2103	559	1,544
群馬県	2,269	451	1,818	2280	446	1,834
埼玉県	9,075	1,558	7,517	9112	1571	7,541
千葉県	6,027	1,654	4,373	6164	1690	4,474
東京都	31,304	4,895	26,409	31615	4962	26,653
神奈川県	5,333	1,779	3,554	5746	1902	3,844
新潟県	4,172	623	3,549	4221	632	3,589
富山県	1,735	299	1,436	1763	322	1,441
石川県	1,253	298	955	1281	298	983
福井県	1,129	226	903	1140	244	896
山梨県	1,666	289	1,377	1770	315	1,455
長野県	6,588	828	5,760	6857	869	5,988
岐阜県	4,272	444	3,828	4534	488	4,046
静岡県	3,956	1,022	2,934	3859	1037	2,822
愛知県	6,286	1,853	4,433	6380	1867	4,513
三重県	4,317	801	3,516	4334	802	3,532
滋賀県	4,481	1,928	2,553	4487	1934	2,553
京都府	2,107	637	1,470	2107	637	1,470
大阪府	14,701	5,738	8,963	14773	5745	9,028
兵庫県	23,225	2,582	20,643	23222	2582	20,640
奈良県	6,161	716	5,445	6161	716	5,445
和歌山県	1,195	343	852	1428	369	1,059
鳥取県	660	146	514	669	148	521
島根県	1,168	281	887	1168	281	887
岡山県	1,932	1,001	931	1895	971	924
広島県	2,457	725	1,732	2645	896	1,749
山口県	1,551	535	1,016	1585	519	1,066
徳島県	999	225	774	1100	242	858
香川県	1,318	447	871	1390	487	903
愛媛県	855	205	650	857	205	652
高知県	1,727	350	1,377	1740	350	1,390
福岡県	7,277	1,283	5,994	8202	1344	6,858
佐賀県	1,593	219	1,374	1730	223	1,507
長崎県	2,245	380	1,865	2184	376	1,808
熊本県	3,477	627	2,850	3490	627	2,863
大分県	5,129	736	4,393	5245	743	4,502
宮崎県	1,467	409	1,058	1459	409	1,050
鹿児島県	2,712	438	2,274	2626	350	2,276
沖縄県	2,001	591	1,410	2265	651	1,614
指定都市(別掲)						
札幌市	813	102	711	813	102	711
仙台市	717	253	464	717	253	464
さいたま市	497	199	298	619	230	389
千葉市	1,458	587	871	1458	586	872
横浜市	23,074	316	22,758	23426	431	22,995
川崎市	4,624	537	4,087	5054	558	4,496
新潟市	405	195	210	405	195	210
静岡市	1,397	207	1,190	1397	207	1,190
浜松市	1,379	197	1,182	1442	229	1,213
名古屋市	968	539	429	1568	551	1,017
京都市	1,686	683	1,003	2146	840	1,306
大阪市	4,387	1,089	3,298	4754	1,179	3,575
堺市	2,992	1,103	1,889	2992	1,103	1,889
神戸市	9,284	137	9,147	9284	137	9,147
広島市	874	127	747	870	125	745
北九州市	4,061	790	3,271	4190	791	3,399
福岡市	1,990	480	1,510	1994	480	1,514
中核市(別掲)						
横須賀市	1,242	69	1,173	2264	168	2,096
金沢市	-	-	-	-	-	-
計	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
平成18年度	261,142	45,901	215,241	270,653	47,933	222,720
対前年度増減	10,705	4,219	6,486	9,239	3,685	5,554

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況（表1、参考1）

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市区町村は、全国1,811市区町村のうち1,532か所（84.6%）であり、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市区町村は、173か所（9.6%）となっている。

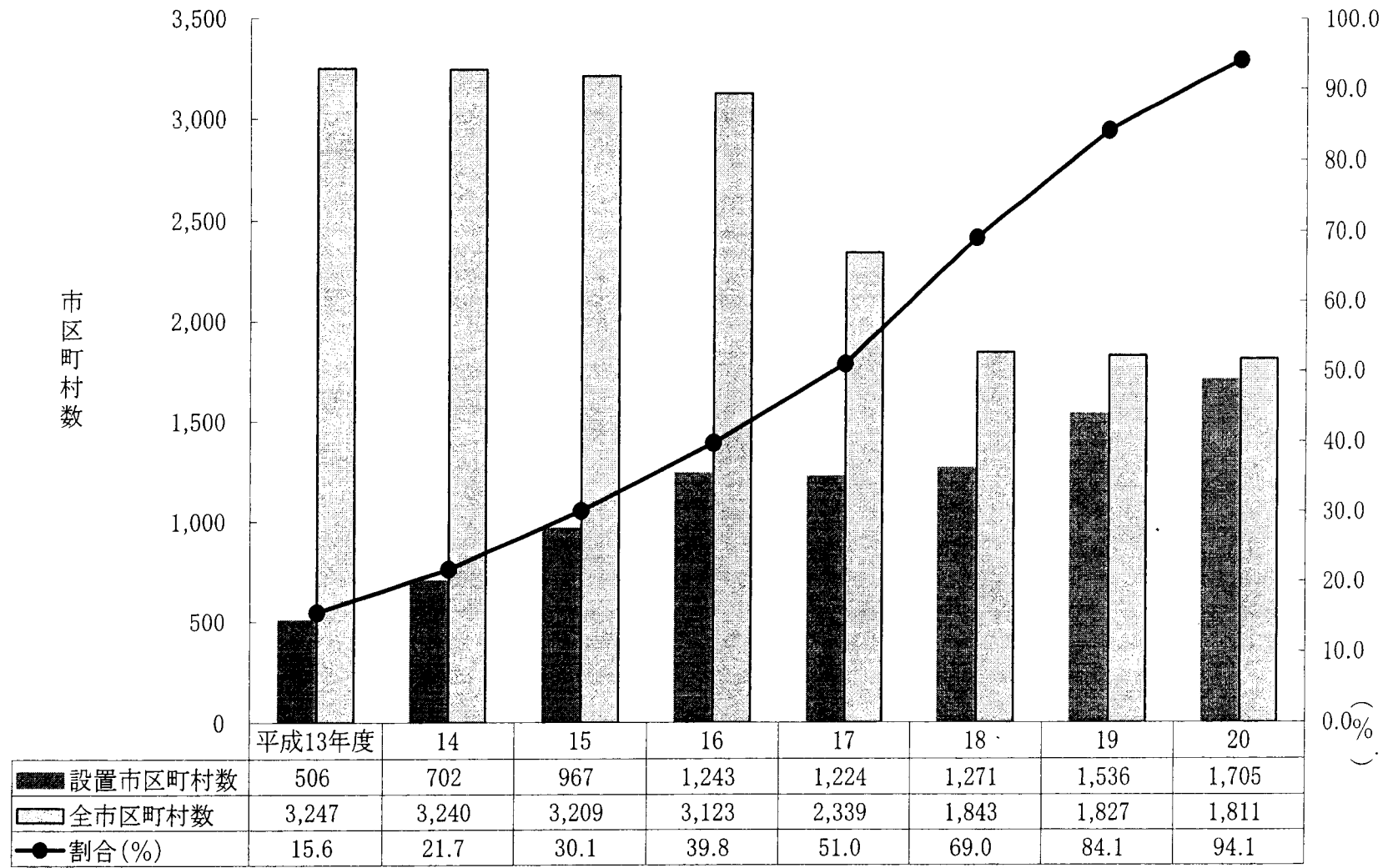
地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,705か所（94.1%）となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

（平成20年4月1日現在）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827	
地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	90.8%	94.0%	90.7%	81.2%	71.0%	78.9%	84.6%	65.3%
ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	343
	%	9.2%	6.0%	8.3%	11.8%	6.2%	21.1%	9.6%	18.8%
合計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	1,536
	%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	84.1%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
 平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成20年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,765か所(97.5%)、平成21年度末には1,791か所(98.9%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成20年4月1日現在)

			都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
市区町村数			65	199	527	808	193	19	1,811	
平成20年 4月1日 時点の 設置数	地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	
	ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	
	小計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	
		%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	
平成20年度 末見込み	地域協議会	数	64	194	512	736	162	19	1,687	
	ネットワーク	数	1	5	15	52	5	0	78	
	小計	数	65	199	527	788	167	19	1,765	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	86.5%	100.0%	97.5%	
平成21年度 末見込み	地域協議会	数	65	196	523	771	176	19	1,750	
	ネットワーク	数	0	3	4	31	3	0	41	
	小計	数	65	199	527	802	179	19	1,791	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	92.7%	100.0%	98.9%	
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	6	14	0	20	
		%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	7.3%	0.0%	1.1%	
合計			数	65	199	527	808	193	19	1,811
			%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で74.4%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~80%未満が4県(8.5%)、80%~100%未満が17都道府県(36.2%)、100%が26府県(55.3%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

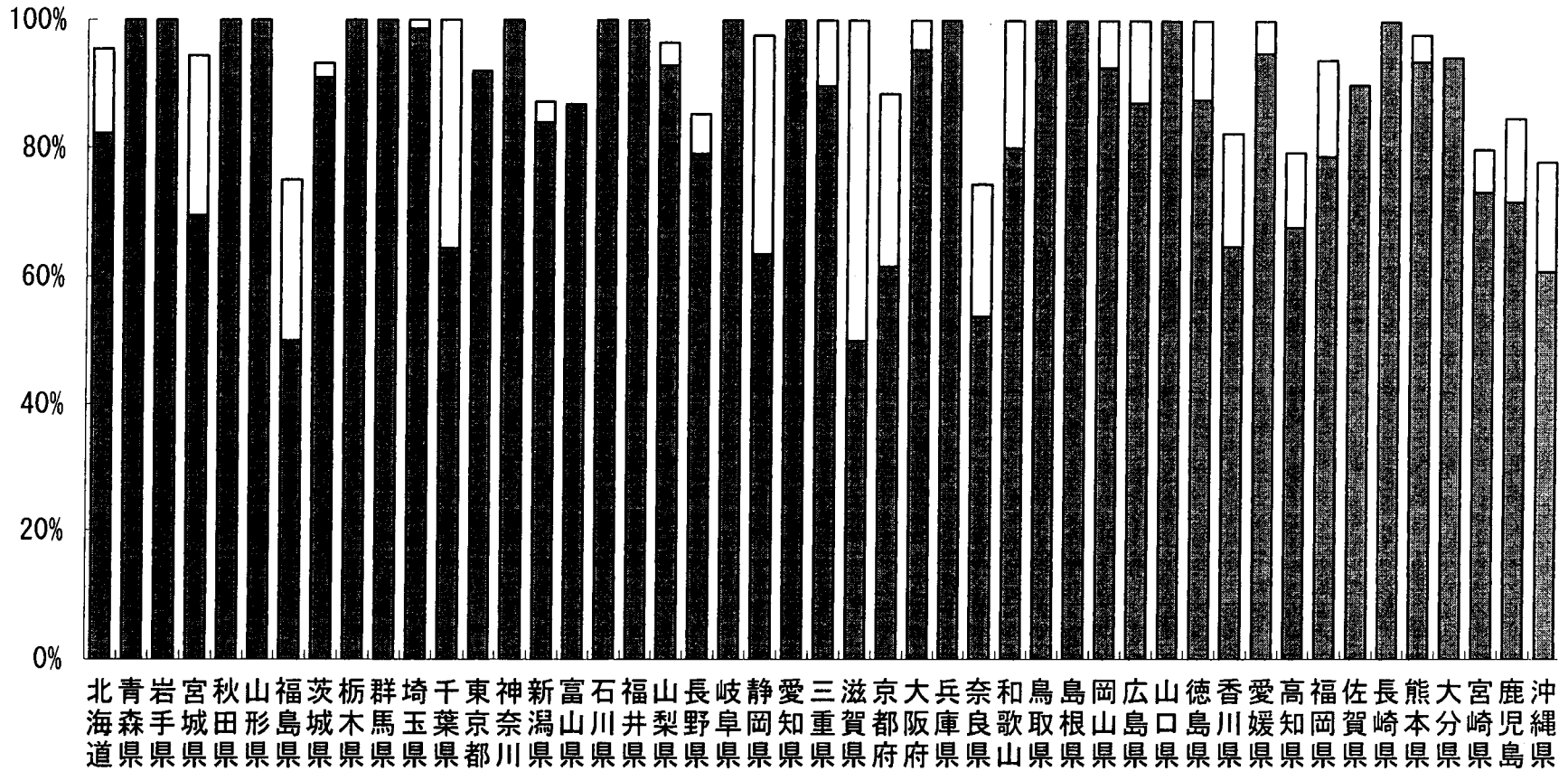
(平成20年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体			地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%		数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%	滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%	京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%	兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%	奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%	鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%	島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%	岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%	広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%	山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%	徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%	香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%	愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%	高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%	福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%	佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%	長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%	熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%	大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%	宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%	鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%	沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	全国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)	(参考) 平成19年4月
100%	26 (55.3%)	13 (27.6%)
80%~99%	17 (36.2%)	18 (38.3%)
60%~79%	4 (8.5%)	14 (29.8%)
40%~59%	0 (0.0%)	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比)

(平成20年4月1日現在)



2. 要保護児童対策調整機関

(1) 要保護児童対策調整機関の指定 (表3)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が886か所(57.8%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が383か所(25.0%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が100か所(6.5%)となっている。

表3 要保護児童対策調整機関の指定

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	
児童福祉主管課	数	47	149	319	322	44	5	886
	%	79.7%	79.7%	66.7%	49.1%	32.1%	33.3%	57.8%
母子保健主管課	数	1	-	5	16	1	-	23
	%	1.7%	-	1.0%	2.4%	0.7%	-	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	3	10	34	262	71	3	383
	%	5.1%	5.3%	7.1%	39.9%	51.8%	20.0%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	5	17	77	-	-	1	100
	%	8.5%	9.1%	16.1%	-	-	6.7%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	19	1	2	-	24
	%	-	1.1%	4.0%	0.2%	1.5%	-	1.6%
保健センター	数	-	1	2	7	3	-	13
	%	-	0.5%	0.4%	1.1%	2.2%	-	0.8%
教育委員会	数	-	1	11	17	5	-	34
	%	-	0.5%	2.3%	2.6%	3.6%	-	2.2%
市設置の保健所	数	-	1	1	-	-	-	2
	%	-	0.5%	0.2%	-	-	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	6	1	3	11
	%	-	-	0.2%	0.9%	0.7%	20.0%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	7	1	-	9
	%	-	-	0.2%	1.1%	0.7%	-	0.6%
その他	数	3	6	8	18	9	3	47
	%	5.1%	3.2%	1.7%	2.7%	6.6%	20.0%	3.1%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員 (表4)

調整機関の担当職員は、全国で4,534名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①～⑧)は2,313名(51.0%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)は559名(12.3%)となっている。

表4 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	60	95	110	47	5	42	359	224
	%	20.5%	12.7%	8.2%	3.1%	1.8%	11.2%	7.9%	7.4%
②医師	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.4%	-	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	32	53	31	25	5	12	158	88
	%	10.9%	7.1%	2.3%	1.7%	1.8%	3.2%	3.5%	2.9%
④精神保健福祉士	数	2	11	8	11	1	8	41	20
	%	0.7%	1.5%	0.6%	0.7%	0.4%	2.1%	0.9%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～ ④の計)	数	94	159	149	83	12	62	559	333
	%	32.1%	21.3%	11.2%	5.5%	4.4%	16.5%	12.3%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当 する者を除く。)	数	38	71	95	266	69	78	617	388
	%	13.0%	9.5%	7.1%	17.6%	25.1%	20.8%	13.6%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する 者を除く。)	数	32	110	230	42	9	20	443	338
	%	10.9%	14.7%	17.2%	2.8%	3.3%	5.3%	9.8%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	35	91	140	96	18	28	408	281
	%	11.9%	12.2%	10.5%	6.4%	6.5%	7.5%	9.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	18	82	129	19	4	34	286	183
	%	6.1%	11.0%	9.7%	1.3%	1.5%	9.1%	6.3%	6.0%
小計 (①～⑧の計)	数	217	513	743	506	112	222	2,313	1,523
	%	74.1%	68.7%	55.7%	33.5%	40.7%	59.2%	51.0%	50.0%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職員	数	63	179	502	976	163	138	2,021	-
	%	21.5%	24.0%	37.6%	64.6%	59.3%	36.8%	44.6%	-
⑩その他	数	13	55	89	28	-	15	200	-
	%	4.4%	7.4%	6.7%	1.9%	-	4.0%	4.4%	-
合計	数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「(参考)平成19年度」における「⑨①～⑧に該当しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

(3) 担当職員の詳細 (表5)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,630人(80.1%)、正規職員以外が904人(19.9%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が1,700人(37.5%)、他の業務と兼任が2,834人(62.5%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成20年4月1日現在)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
		市・区(30万 万以上)	市・区(10万 ～30万未 満)	市・区(10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
担当職員数		数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・正規職員 以外の状況	正規職員	数	217	497	905	1,448	259	304	3,630	2,392
		%	74.1%	66.5%	67.8%	95.9%	94.2%	81.1%	80.1%	78.5%
	正規職員 以外	数	76	250	429	62	16	71	904	655
		%	25.9%	33.5%	32.2%	4.1%	5.8%	18.9%	19.9%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	199	447	541	214	18	281	1,700	937
		%	67.9%	59.8%	40.6%	14.2%	6.5%	74.9%	37.5%	30.8%
	兼任	数	94	300	793	1,296	257	94	2,834	2,110
		%	32.1%	40.2%	59.4%	85.8%	93.5%	25.1%	62.5%	69.2%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の構造 (表6)

地域協議会の構造は、「3層構造」が992か所(64.8%)、「2層構造」が487か所(31.8%)となっている。

表6 協議会の構造

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	45	164	346	369	55	13	992	827
	%	76.3%	87.7%	72.4%	56.3%	40.1%	86.7%	64.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	6	17	116	268	80	-	487	335
	%	10.2%	9.1%	24.3%	40.9%	58.4%	-	31.8%	28.1%
その他	数	8	6	16	19	2	2	53	31
	%	13.6%	3.2%	3.3%	2.9%	1.5%	13.3%	3.5%	2.6%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の活動内容 (表7)

代表者会議の設置は1, 131か所、実務者会議の設置が920か所、個別ケース検討会議の設置が1, 224か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.24回、実務者会議が5.99回、個別ケース検討会議が20.56回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.36回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成19年度実績)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
代表者会議	平成19年度設置数 (a)	52	172	401	418	73	15	1,131	1,070
	開催実績数 (b)	回 93	227	483	458	78	64	1,403	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回 1.79	1.32	1.20	1.10	1.07	4.27	1.24	1.03
実務者会議	平成19年度設置数 (d)	52	160	323	322	51	12	920	886
	開催実績数 (e)	回 666	1,175	1,658	1,162	121	727	5,509	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回 12.81	7.34	5.13	3.61	2.37	60.58	5.99	3.70
個別ケース検討会議	平成19年度個別ケース 検討会議設置数 (g)	56	179	439	479	58	13	1,224	1,033
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回 3,481	6,787	7,699	3,268	278	3,648	25,161	16,959
	平成19年度ケース実件数 (i)	人 3,364	6,734	9,410	3,826	285	4,762	28,381	24,053
	平成19年度延べケース数 (j)	人 10,276	13,751	26,650	7,898	485	7,826	66,886	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回 62.16	37.92	17.54	6.82	4.79	280.62	20.56	16.42
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回 3.05	2.04	2.83	2.06	1.70	1.64	2.36	2.80	

(3) 実務者会議の形態 (表8)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が827か所(54.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が385か所(25.1%)、「地域別に分けて協議する」が121か所(7.9%)となっている。

表8 協議会の実務者会議の形態(複数回答)

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	30	111	245	362	76	3	827	714
	%	50.8%	59.4%	51.3%	55.2%	55.5%	20.0%	54.0%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	14	12	32	41	10	12	121	87
	%	23.7%	6.4%	6.7%	6.3%	7.3%	80.0%	7.9%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	9	25	96	202	49	4	385	330
	%	15.3%	13.4%	20.1%	30.8%	35.8%	26.7%	25.1%	27.7%
その他	数	11	46	114	82	16	-	269	102
	%	18.6%	24.6%	23.8%	12.5%	11.7%	-	17.6%	8.5%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表9-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で85,525件であり、そのうち、児童虐待ケース登録数が46,604件(54.5%)、児童虐待以外のケース登録数が38,921件(45.5%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が30.4件、児童虐待以外のケース登録数が25.4件となっている。

表9-1 ケースの登録数

(平成20年6月末日時点)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
		市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
児童虐待 ケース	児童虐待ケース 登録数	数 8,833	13,232	10,624	3,609	200	10,106	46,604	33,692
		% 68.3%	45.2%	47.6%	57.4%	44.3%	70.8%	54.5%	55.8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数 149.7	70.8	22.2	5.5	1.5	673.7	30.4	28.2
その 他の 要保 護ケ ース	児童虐待以外のケース 登録数	数 4,091	16,023	11,697	2,681	251	4,178	38,921	26,727
		% 31.7%	54.8%	52.4%	42.6%	55.7%	29.2%	45.5%	44.2%
	1地域協議会あたりの 児童虐待以外のケース登録数	数 69.3	85.7	24.5	4.1	1.8	278.5	25.4	22.4
合計		数 12,924	29,255	22,321	6,290	451	14,284	85,525	60,419
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表9-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,029か所(67.2%)で作成されている。

表9-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
作成している	数	54	160	361	385	56	13	1,029	755
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%	63.3%
作成していない	数	5	27	117	271	81	2	503	409
	%	8.5%	14.4%	24.5%	41.3%	59.1%	13.3%	32.8%	34.3%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	-
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの見直しの頻度 (表9-3)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が274か所(17.9%)、「4～6か月以内に1回」が138か所(9.0%)、「6か月以上に1回」が40か所(2.6%)となっている。

また、「必要に応じて随時」が528か所(34.5%)となっている。

表9-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
うちケース進行管理台帳作成している協議会数	54	160	361	385	56	13	1,029	-
①3か月以内に1回	数	21	69	110	58	9	274	472
	%	35.6%	36.9%	23.0%	8.8%	6.6%	46.7%	17.9%
②4～6か月以内に1回	数	12	29	44	49	3	138	224
	%	20.3%	15.5%	9.2%	7.5%	2.2%	6.7%	9.0%
③6か月以上に1回	数	1	2	22	14	1	40	-
	%	1.7%	1.1%	4.6%	2.1%	0.7%	-	2.6%
小計	数	34	100	176	121	13	452	696
	%	57.6%	53.5%	36.8%	18.4%	9.5%	53.3%	29.5%
④必要に応じて随時	数	15	53	172	247	37	528	-
	%	25.4%	28.3%	36.0%	37.7%	27.0%	26.7%	34.5%
⑤その他	数	5	7	13	17	6	49	-
	%	8.5%	3.7%	2.7%	2.6%	4.4%	6.7%	3.2%
合計	数	54	160	361	385	56	1,029	-
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%